

船舶事故等調査報告書

平成21年7月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009函第18号	
事故等種類	運航不能（推進器損傷）	
発生日時	平成20年12月13日 17時00分ごろ	
発生場所	北海道知内町矢越岬灯台から真方位087° 6.4海里付近 （概位 北緯41° 31′ 東経140° 34′）	
事故等調査の経過	平成21年3月13日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 第十八<sup>せいほう</sup>清宝丸、19トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 AM2-5578、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	左舷側船底部にき裂並びに推進器、推進器軸、舵及びシューピースに損傷	
事故等の経過	本船は、矢越岬沖を約10ノット(kn)の速力で南西進中、平成20年12月13日17時00分ごろ、突然船尾船底部に強い衝撃を受けて運航不能となり、僚船にえい航されて青森県中泊町小泊漁港に入港した。	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風速 約3m/s、風向 南西</p> <p>海象：潮流 北東方へ約2～3.8kn（発生場所付近）</p>	
分析	<p>乗組員等の関与 なし</p> <p>船体・機関等の関与 なし</p> <p>気象・海象の関与 なし</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>本インシデントは、水深が約160mで、周囲には浅礁等のない海域で発生したものと考えられる。</p> <p>本船の損傷箇所が、全て喫水線下であったこと、船長が衝撃を受けたのち直ちに停船し、周辺海上を確認したが何も発見できなかったことから、本船は、海面下にあった何らかの浮遊物に接触した可能性があると考えられる。</p> <p>本船は、南西方へ向け約10knの速力で航行中であり、発生場所付近には、北東方への約2～3.8knの潮流があったものと考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が南西進中、船尾船底部に水中浮遊物が接触したため、発生した可能性があると考えられる。	